

令和7年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号（10日）

招集年月日	令和7年9月8日							
招集の場所	下仁田町議会議場							
開閉会日時 及び宣言	開会	令和7年 9月 8日午前10時00分				議長	佐藤 博	
	閉会	令和7年 9月 19日午後2時04分				議長	岡田邦敏	
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別
応 招 10名	1	堀 越 健 介	○	○	6	岡 田 邦 敏	○	○
不応招 0名	2	並 木 一 夫	○	○	7	木 暮 弘 元	○	○
出 席 10名	3	小井土 光 弘	○	○	8	佐 藤 博	○	○
欠 席 0名	4	大 手 博 幸	○	○	9	千 野 榮 治	○	○
欠 員 0名	5	佐々木 信 也	○	○	10	堀 口 博 志	○	○
【凡例】 ○応招・出席を示す ×欠席・不応招を示す								
会議録署名議員	7番	木 暮 弘 元	9番	千 野 榮 治				
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	佐 藤 正 明		書 記	石 井 史 子			
地方自治法 第121条により説明のため出席した者の氏名	町 長	岩 崎 正 孝	福 祉 課 長	市 川 博 生				
	教 育 長	里 見 立 夫	保 健 課 長	今 井 美 和				
	総 務 課 長	下 山 光 一	農 林 課 長	佐 藤 圭 司				
	企 画 課 長	神 戸 領 栄	商 工 觀 光 課 長	竹 内 誠				
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫	建 設 水 道 課 長	鈴 木 昌 吾				
	会 計 課 長	東 間 克 敏	教 育 課 長	荻 野 文 昭				

議事日程 別紙のとおり

会議に付した議件

- 1 報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
報告第4号 令和6年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
報告第5号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
報告第6号 専決処分の報告について（車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解）
- 2 第40号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について
- 3 第41号議案 監査委員の選任について
- 4 第42号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について
- 5 第43号議案 下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 第44号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 第45号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 第46号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 第47号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）
第48号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第49号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第50号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
第51号議案 令和7年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 10 第52号議案 令和6年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
第53号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第54号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第55号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第56号議案 令和6年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
第57号議案 令和6年度下仁田町浄化槽事業会計決算認定について
監査委員による決算審査結果報告

会議の経過

開会

令和7年9月10日 午前10時00分

○議長 佐藤博 おはようございます。これから本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを総務課長に報告を求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、報告第3号を報告いたします。

報告第3号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和6年度決算における健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告いたします。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債費比率、7.6%。将来負担比率、数値なし。いずれの数値も早期健全化基準比率以内です。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

以上、報告いたします。

○議長 佐藤博 次に、報告第4号 令和6年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告についてを建設水道課長に報告を求めます。建設水道課長
(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、報告第4号につきましてご報告申し上げます。

報告第4号 令和6年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和6年度における公営企業資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、会計の名称、水道事業会計、浄化槽事業会計、いずれの会計におきましても、資金不足の状態ではございませんので、資金不足比率の欄には数値が記載されておりません。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

以上、報告させていただきます。

○議長 佐藤博 次に、報告第5号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告についてを商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長
(竹内誠商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 竹内誠 命によりまして、報告第5号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第5号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営状況を、別紙のとおり報告する。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、添付書類の1、有限会社産業開発しもにた決算報告書（第23期）でございますが、さきの全員協議会でご報告、ご説明申し上げましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 次に、報告第6号 専決処分の報告について（車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解）を総務課長に報告を求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、報告第6号を報告いたします。

報告第6号 専決処分の報告について（車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解）。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月8日、下仁田町長 岩崎正春。

次ページをお願いいたします。

専決処分書

車両接触事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年6月24日、下仁田町長 岩崎正春。

損害賠償の額の決定及び和解について。

記、損害賠償の額、17,200円

和解の内容及び相手方につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上、報告いたします。

○議長 佐藤博 以上で報告は終わりました。

○議長 佐藤博 次に、日程第2、第40号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第40号議案につきましてご説明いたします。

第40号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町等公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、佐藤秀俊。

住所、生年月日は記載のとおりです。

任期、令和7年10月1日から令和11年9月30日。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、佐藤千栄氏が令和7年9月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第40号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議ないものと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第3、第41号議案 監査委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第41号議案につきましてご説明いたします。

第41号議案 監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、茂木吉成。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

任期、令和7年9月17日から令和11年9月16日まで。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、茂木吉成氏が令和7年9月16日をもって任期満了となるためでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第41号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議ないものと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、第42号議案 下仁田町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(荻野文昭教育課長 登壇)

○教育課長 荻野文昭 命によりまして、第42号議案につきましてご説明申し上げます。

第42号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、氏名、佐藤千代子。

住所、生年月日は記載のとおりでございます。

任期、令和7年10月1日から令和11年9月30日まで。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、佐藤千代子氏の任期が令和7年9月30日に満了となるためでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第42号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第43号議案 下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第43号議案につきましてご説明申し上げます。

第43号議案 下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、下仁田町議会議員及び下仁田町長の選挙における選挙運動の公費負担金額の改正を行うためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第43号議案を原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 佐藤博 举手全員です。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第6、第44号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第44号議案につきましてご説明申し上げます。

第44号議案 下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

制定について。

下仁田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、令和6年度人事院勧告に基づく所定の給与関係条例の改正の必要が生じたためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第44号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第7、第45号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第45号議案につきましてご説明申し上げます。

第45号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項」関連の法律等の改正に伴う関係条例の整備が必要となったためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第45号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第8、第46号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一 総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第46号議案につきましてご説明申し上げます。

第46号議案 下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

提案理由でございますが、年次有給休暇等の付与の基準となる期間を暦年単位から年度単位に変更し、採用、定期異動等の時期に合わせることにより円滑に人事管理を行うため及び「仕事と生活の両立支援の拡充に関する事項」関連の法律等の改正に伴う関係条例の整備が必要となったためでございます。

別紙の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

ざいませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第46号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第9、第47号議案から第51号議案までの各議案を一括議題といたします。

まず、第47号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一 総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第47号議案につきましてご説明申し上げます。

第47号議案 令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度下仁田町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億709万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入です。11款地方交付税2億2,618万4,000円、15款国庫支出金766万6,000円、16款県支出金213万5,000円、17款財産収入65万円、18款寄附金109万9,000円、19款繰入金1億6,144万2,000円の減、20款繰越金9,908万8,000

円、22款町債4, 250万円の減、歳入合計58億7, 421万4, 000円に、1億3, 288万円を追加し、60億709万4, 000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

続いて歳出です。2款総務費6, 321万2, 000円、3款民生費205万3, 000円の減、4款衛生費253万8, 000円、6款農林水産業費400万1, 000円、7款商工費104万9, 900円、8款土木費2, 850万円、9款消防費3, 335万8, 000円、10款教育費227万5, 000円、歳出合計58億7, 421万4, 000円に1億3, 288万円を追加し、60億709万4, 000円としたいとするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正（変更）です。起債の目的は、過疎対策事業債で、限度額3億140万円から7, 240万円を減額し、限度額2億2, 900万円に。過疎対策事業債、ソフト事業分で限度額5, 310万円に320万円を追加し、限度額5, 630万円に。防災対策事業債、限度額350万円を全額減額しゼロ円に。脱炭素化推進事業債、限度額6, 230万円に1, 700万円を追加し、7, 930万円に。緊急防災減災事業債、限度額3億4, 640万円に1, 320万円を追加し、3億5, 960万円にしたいとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。また、8ページの2、歳入、10ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 次に、第48号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第49号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び第50号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

（市川博生福祉課長 登壇）

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第48号議案から第50号議案までをご説明申し上げます。

第48号議案 令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,303万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,917万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入です。7款繰越金3,303万2,000円、歳入合計9億4,614万7,000円に、3,303万2,000円を追加し9億7,917万9,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。9款予備費3,303万2,000円、歳出合計9億4,614万7,000円に、3,303万2,000円を追加し、9億7,917万9,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書、1、総括書につきましては省略させていただきます。

5ページの2歳入、3歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明差し上げましたので省略をさせていただきます。

次に、第49号議案をお願いいたします。

第49号議案 令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ345万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,530万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。3款繰入金205万3,000円の減、4款繰越金230万3,000円、5款諸収入100万円、6款国庫支出金220万円、歳入合計1億8,185万5,000円に345万円を追加し、1億8,530万5,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。1款総務費220万円、2款保健事業費125万円、歳出合計1億8,185万5,000円に、345万円を追加し、1億8,530万5,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては、省略させていただきます。5ページの2、歳入、6ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第50号議案をお願いいたします。

第50号議案 令和7年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和7年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,946万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,445万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 年入歳出予算補正」による。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入です。3款国庫支出金300万4,000円、5款県支出金182万4,000円、8款繰越金4,463万2,000円、歳入合計14億4,99万1,000円に4,946万円を追加し、14億5,445万1,000円としたいとするものです。

歳出でございます。4款基金積立金754万9,000円、7款諸支出金

4, 191万1,000円、歳出合計14億499万1,000円に4,946万円を追加し、14億5,445万1,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。

5ページ2、歳入、6ページ3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 次に、第51号議案 令和7年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

（鈴木昌吾建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第51号議案を朗読しご提案、ご説明申し上げます。

第51号議案 令和7年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、令和7年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

資本的収入及び支出、第2条、令和7年度下仁田町水道事業会計予算第4条本文括弧書中「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6,853万4,000円」を、「資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6,774万3,000円」に、「減債積立金1,426万3,000円」を「減債積立金1,347万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入、1億1,835万9,000円、1,079万1,000円の増、1億2,915万円。

支出、第1款資本的支出、1億8,689万3,000円、1,000万円の増、1億9,689万3,000円。

企業債、第3条、予算第5条（企業債）表中「起債の目的 配水本管布設替工事」を「起債の目的 清水場布設工事 配水本管布設替工事」に。「限度額5,080万円」を「限度額5,750万円」に改める。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

なお、次の実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明をさ

せていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 説明が終わりましたので、第47号議案から第51号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますようあらかじめお願いをいたします。

それでは、ご質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第47号議案から第51号議案までの5議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第10、第52号議案から第57号議案までの各議案を一括議題といたします。

まず、第52号議案 令和6年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第52号議案につきましてご説明を申し上げます。

決算書の3ページをお願いいたします。

第52号議案 令和6年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

4ページをお願いいたします。

令和6年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。

初めに歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款町税7億7,016万5,234円、2款地方譲与税1億68万3,000円、3款利子割交付金27万3,000円、4款配当割交付金543万8,000円、5款株式等譲渡所得割交付金731万9,000円、6款法人事業税交付金1,801万5,000円、7款地方消費税交付金1

億7, 183万9, 000円、8款ゴルフ場利用税交付金1, 330万8, 750円、9款環境性能割交付金753万5, 000円、10款地方特例交付金2, 552万円、11款地方交付税27億2, 551万7, 000円、12款交通安全対策特別交付金94万9, 000円、13款分担金及び負担金1, 794万9, 103円、14款使用料及び手数料4, 098万4, 636円。

6ページをお願いいたします。

15款国庫支出金6億1, 437万5, 842円、16款県支出金2億7, 812万3, 750円、17款財産収入1, 507万8, 445円、18款寄附金1億2, 155万1, 162円、19款繰入金1億2, 988万6, 391円、20款繰越金1億3, 409万6, 681円、21款諸収入1億1, 374万6, 916円、22款町債4億2, 080万円、歳入合計の収入済額が57億3, 315万4, 910円です。

8ページをお願いいたします。

歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款議会費6, 658万5, 696円、2款総務費12億8, 117万4, 127円、3款民生費12億476万8, 469円、4款衛生費8億2, 748万6, 005円、5款労働費40万1, 200円、6款農林水産業費2億3, 734万2, 648円、7款商工費1億1, 173万2, 672円、8款土木費3億6, 030万3, 280円、9款消防費3億9, 414万8, 952円。10款教育費5億2, 259万6, 811円。

10ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、支出はございません。12款公債費5億8, 127万3, 756円、13款諸支出金203万3, 464円、14款予備費、支出はございません。歳出合計の支出済額は55億8, 984万7, 080円で、歳入歳出差引残額は1億4, 330万7, 830円です。

なお、12ページからの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、198ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。一般会計の表中、区分と金額を申し上げます。

1、歳入総額57億3, 315万4, 910円、2、歳出総額55億8, 984万7, 080円、3、歳入歳出差引額1億4, 330万7, 830円、4、翌年度へ繰越すべき財源、1、継続費過次繰越額はございません。
2、繰越明許費繰越額3, 421万9, 000円、3、事故繰越し繰越額は

ございません。計3, 421万9, 000円、5、実質収支額1億908万8, 830円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

再開を11時5分といたします。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時05分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

次に、第53号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第54号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び第55号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第53号議案から第55号議案までをご説明申し上げます。

決算書の199ページをお願いします。

第53号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

200ページをお願いします。

令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款国民健康保険税1億4, 061万8, 451円、2款使用料及び手数料2, 500円、3款国庫支出金203万2, 000円、4款県支出金6億3, 060万7, 899円、5款財産収入7, 249円、6款繰入金8, 099万2, 341円、7款繰越金305万1, 621円、8款諸収入907万5, 733円、歳入合計8億6, 638万7, 794円でございます。

202ページをお願いします。

次に歳出ですが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費903万408円、2款保険給付費5億8,037万9,277円、3款国民健康保険事業費納付金2億2,047万6,018円、4款共同事業拠出金はございません。5款財政安定化基金拠出金はございません。6款保健事業費1,372万485円、7款基金積立金7,249円、8款公債費はございません。9款諸支出金974万834円、10款予備費はございません。

204ページをお願いいたします。

歳出合計8億3,335万4,271円、歳入歳出差引残額3,303万3,523円でございます。

次に、206ページから227ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

228ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。国民健康保険特別会計、1、歳入総額8億6,638万7,794円、2、歳出総額8億3,335万4,271円、3、歳入歳出差引額3,303万3,523円、4、翌年度へ繰越すべき財源はございません。5、実質収支額3,303万3,523円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。

続きまして、229ページをお願いいたします。

第54号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

230ページをお願いいたします。

令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料1億1,276万2,500円、2款使用料及び手数料はございません。3款繰入金5,384万2,672円、4款繰越金166万8,275円、5款諸収入966万1,038円、歳入合計1億7,793万4,485円でございます。

232ページをお願いいたします。

次に歳出です。款の区分と収入済額を申し上げます。

1 款総務費 2 6 4 万 1, 1 3 1 円、2 款保健事業費 1, 0 5 7 万 8, 1 3 4 円、3 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 6, 2 3 1 万 3, 1 6 5 円、4 款諸支出金 9 万 7, 5 0 0 円、5 款公債費はございません。6 款予備費もございません。

歳出合計 1 億 7, 5 6 2 万 9, 9 3 0 円、歳入歳出差引残額 2 3 0 万 4, 5 5 5 円。

次に、2 3 4 ページから 2 4 1 ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

2 4 2 ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計、1、歳入総額 1 億 7, 7 9 3 万 4, 4 8 5 円、2、歳出総額 1 億 7, 5 6 2 万 9, 9 3 0 円、3、歳入歳出差引額 2 3 0 万 4, 5 5 5 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額 2 3 0 万 4, 5 5 5 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入れ額はございません。

続いて、2 4 3 ページをお願いします。

第 5 5 号議案です。令和 6 年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 8 日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2 4 4 ページをお願いします。

令和 6 年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入です。款の区分と収入済額を申し上げます。

1 款保険料 2 億 1, 7 2 4 万 8 4 3 円、2 款使用料及び手数料はございません。3 款国庫支出金 3 億 4, 6 9 3 万 9, 7 5 0 円、4 款支払基金交付金 3 億 4, 9 6 2 万 4, 0 0 0 円、5 款県支出金 1 億 8, 6 8 6 万 7, 8 0 0 円、6 款財産収入 2 万 8, 0 3 1 円、7 款繰入金 1 億 9, 2 2 6 万 1, 2 0 0 円、8 款繰越金 7, 1 2 9 万 2, 7 9 2 円、9 款諸収入 1 0 2 万 6, 4 9 8 円、歳入合計 1 3 億 6, 5 2 8 万 9 1 4 円。

2 4 6 ページをお願いいたします。

次に歳出ですが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費948万1,947円、2款保険給付費11億5,318万3,836円、3款財政安定化基金拠出金はございません。4款基金積立金348万4,146円、5款地域支援事業費8,653万686円、6款公債費はございません。7款諸支出金6,796万7,477円、8款予備費はございません。

歳出合計13億2,064万8,092円、歳入歳出差引残額4,463万2,822円。

次に、248ページから275ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

276ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。介護保険特別会計、1、歳入総額13億6,528万914円、2、歳出総額13億2,064万8,092円、3、歳入歳出差引額4,463万2,822円、4、翌年度へ繰越すべき財源はございません。5、実質収支額4,463万2,822円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。

以上でございます。申し訳ございませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 次に、第56号議案 令和6年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について、第57号議案 令和6年度下仁田町浄化槽事業会計決算認定についての提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第56号議案、第57号議案についてご説明申し上げます。

第56号議案 令和6年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和6年度下仁田町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和6年度下仁田町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

2ページをお願いします。

令和6年度下仁田町水道事業決算報告書。

収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第1款水道事業収益2億3,860万1,277円、支出、第1款水道事業費用2億2,690万1,744円でございます。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入9,877万7,134円、支出、第1款資本的支出1億7,391万9,026円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,514万1,892円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額335万210円、当年度分損益勘定留保資金4,886万1,405円、減債積立金2,293万277円で補てんした。

7ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、41ページ。

第57号議案 令和6年度下仁田町浄化槽事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度下仁田町浄化槽事業会計収入支出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年9月8日提出、下仁田町長 岩崎正春。

42ページをお願いいたします。

令和6年度下仁田町浄化槽事業決算報告書。

収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみを申し上げます。

収入、第1款浄化槽事業収益4,848万3,040円、支出、第1款浄化槽事業費用4,968万1,831円でございます。

44ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入2,904万8,226円、支出、第1款資本的支出2,733万4,307円でございます。

47ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。
監査委員さんの入室をお願いいたします。
休 憩 午前11時27分
再 開 午前11時28分
(茂木吉成監査委員 入室)

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。
第52号議案から第57号議案の提案説明が終わりましたので、監査委員
から監査結果の報告を願います。茂木監査委員
(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、令和6年度下仁田町一般会計、特別会計決算及
び基金運用状況並びに公営企業会計決算について審査しましたので、その結
果を報告いたします。

去る8月5日から8月7日までの期間にわたり、千野榮治監査委員と共に
地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30
条第2項の規定により、審査に付された書類を審査いたしました。また、平
成19年6月に交付されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第
3条及び第22条の規定による審査も併せて実施いたしました。

審査の対象ですが、一般会計及び特別会計においては、令和6年度下仁田
町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特
別会計の各歳入歳出決算書、令和6年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別
明細書、実質収支に関する調書、基金の状況一覧等であります。

公営企業会計においては、令和6年度下仁田町水道事業会計、浄化槽事業
会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました令和6年度各会計の決算書類
及び附属書類が法令に規定された様式に基づき作成されているか、また計数
が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を
受けました。

基金の状況一覧は、その計数が正確であるか、また基金が正確に運用され
ているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。

公営企業会計は、関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政
状態を検証するため、諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣
旨にのっとって事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係
職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果ですが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類は、いずれも法令で示す様式を整え、その計数は正確がありました。

予算の執行状況は以前に比べまして、予算額と支出済額との差額の過大さは見受けられなくなりました。

なお、不用額の大きな項目については、それぞれ担当から概要の説明がありました。

基金について、計数及び運用状況は適正に管理運用されていました。

公営企業会計処理は、企業会計の原則に準拠して行われ、その計算は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められました。

次に、財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

また、経営健全化審査も町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をいたしました。

いずれも適正に作成されており、基準をクリアしています。

次に、審査の概要を述べますので、今後の行政執行に留意をお願いしたいと思います。

一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においては先にも申し上げましたように、予算額と支出済額との差額は少額で処理されております。予算の策定に当たっては、資料の収集に努め、経常的経費も常に見直しを行い、単に前年踏襲にならないよう、適正な予算額の計上に努めていただきたい。また、税の公平負担の原則の立場から、滞納者に寄り添った納税相談や早期督促、早期調査、早期差押、早期執行停止や現年度滞納処分に係る給与や年金の差押さえによる滞納の高額化の抑制と滞納者対策を積極的に行った結果、町税全体の収納率は99.15%で、県内上位の収納率となっており、収納未済額圧縮に向け努力されたことがうかがえます。

歳入確保や公平負担の原則遵守のため、自主納付思想啓発、悪質滞納者への法的手段を含め、徴収手法のさらなるレベルアップにより、滞納額の圧縮及び収納率向上に引き続き取り組まれたい。

令和7年度以降も物価高騰等の影響による税収減少や、徴収率減少も懸念されます。税減免措置による税収減分は、交付税措置や交付金、国庫補助金等で補填されるとはいえ、今後ともよりきめ細やかな納税対策を推進願いたい。

次に、公営企業会計水道事業は、人口減少に伴い、早急な回復は望めない現状下においては、主要施策と実現方策として、経年管や施設の計画的更新や耐震化、災害時の給水体制の充実、水質検査や水質監査に係る管理体制の強化、濁水対策、有収率の向上や経費節減等の運営基盤強化等の取組を推進徹底し、経営のさらなる安定化に努められたい。

浄化槽事業は、県内でも汚水処理人口普及率が下位であることを踏まえ、合併浄化槽への転換促進を図るため、さらなる設置の推進を継続されたい。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革を引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で、下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申し上げました。よろしくお願ひいたします。以上であります。

○議長 佐藤博 監査報告ありがとうございました。

監査結果の報告が終わりましたので、第52号議案から第57号議案に関する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますようあらかじめお願いを申し上げます。それでは質疑をお願いいたします。

木暮弘元議員どうぞ。

○7番 木暮弘元 115ページに關係することなんですけれども、放射能のことについて国有林内の工事はいつ頃終わるんでしょうか。

○議長 佐藤博 町長。

○町長 岩崎正春 私の解釈で、放射能に関連する事業についてだと思いますので、担当課の保健課に答弁をいたさせます。よろしいですか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 お答えいたします。

現在、高倉地区復旧治山工事として、群馬森林管理署が復旧工事に着工しております。工期が令和8年1月末に完了予定になっております。

○議長 佐藤博 木暮弘元君

○7番 木暮弘元 工事はしっかりとできるということでよろしいでしょうか。

○議長 佐藤博 保健課長

○保健課長 今井美和 そのとおりでございます。

○7番 木暮弘元 ありがとうございました。

○議長 佐藤博 ほかにご質疑ござりますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して第52号議案から第57号議案の6議案については、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会で付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて解散、散会いたします。

大変ご苦労様でした。

散 会

令和7年9月10日 午前11時43分